

令和8年3月19日
医政発0319第18号
障発0319第1号

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の
整備等に関する省令の一部の施行（地域における医療及び介護の総合的な
確保の促進に関する法律第7条の2第2項関係）について（通知）

令和7年12月12日に公布等された「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号。以下「改正法」という。）に基づき、医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和8年厚生労働省令第28号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、その一部（改正省令第2条及び第6条関係）については本日から施行される。

この改正の趣旨等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺憾なきを期されたい。

なお、運用の詳細については、別途示すものとする。

記

第一 改正の趣旨

改正法による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「新法」という。）において、以下の規定が追加され、公布日施行及び令和9年4月1日廃止とされた。

- （１） 都道府県は、その地域の実情を踏まえ、医療機関がその経営の安定を図るために緊急に病床数を削減することを支援する事業を行うことができるものとする。（新法第7条の2第1項関係）
- （２） 都道府県は、医療機関が（１）の事業に基づき病床数を削減したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、医療計画において定める基準病床数を削減するものとする。（同条第2項関係）

改正省令において、本規定のうち、厚生労働省令で定める場合を定めるものである。

第二 改正の主な内容

1 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号）

以下の病床の数について、基準病床数を削除した場合を除くこととする規定を新設することとし、これを時限的な措置とするため、令和9年4月1日に廃止する。（改正省令による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則第7条の2関係）

- （１） 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第10項から第12項までの規定に基づき行った許可に係る病床の数（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の3第2項若しくは第5条の4第2項の規定に基づき厚生労働大臣の同意を得た数又は同令第5条の4の2第2項に基づき都道府県知事が必要と認めた数を超えるときは当該厚生労働大臣の同意を得た数又は当該都道府県知事が必要と認めた数に限る。）
- （２） 以下に掲げる病床の数
 - イ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33第1項第1号に規定する病院又は診療所の病床の数（当該病床の種別ごとに新法第7条の2第1項に規定する事業に基づき削減した病床数に1から同号の式により算定した数を控除した数（当該数が、0.95以上であるときは1）を乗じて得た数に限る。）
 - ロ 放射線治療病室の病床の数
 - ハ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床の数
 - ニ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床の数（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）
- （３） 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第14条第一項の規定に基づき行った許可に係る病床の数（同条第2項に規定する病床の数を超えるときは当該数に限る。）

(4) 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第3条第1項及び第2項各号に規定する病床の数

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）

1の改正による条の移動に伴う所要の改正を行う。（改正省令による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則第18条の7第4号関係）

以上